

## 新型コロナウイルス関連情報

### 寄附制度を創設し寄附にご協力を

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民や企業などの皆さまへの支援、感染症の拡大防止などに活用するため、新たに寄附制度を創設しました。

● **受付期間** 12月31日(木)まで

● **寄附方法**

▼ **窓口での申込**

窓口※や(市)ホームページにある寄附申込書と寄附金を持参し、同窓口で申し込んでください。

※ 市役所4階 財政課財産管理係 吉川支所 市民生活課

▼ **銀行振込での申込**

窓口や(市)ホームページにある寄附申込書に必要事項を記入し、(市)財政課に郵送、FAXまたは、インターネットから申し込んでください。また、寄附金を次の振込先に振り込んでください(振込手数料は寄附者負担)。



金融機関名	三井住友銀行 三木支店
口座名義	三木市会計管理者 (ミキカケイカンリヤ)
口座の種類	普通
口座番号	5300895



▲インターネットからの申し込みはこちら

問(市)財政課 財産管理係  
FAX 82-19755

### 特別定額給付金の申請は8月21日まで

1人あたり10万円が世帯ごとに給付される特別定額給付金の申請期限が近づいています。

まだ申請がお済みでない方は、住民票のある住所に送付されている申請書に記入し、郵送で提出してください。

▼ **申請期限**

8月21日(金) (当日消印有効)

▼ **給付対象**

令和2年4月27日時点で三木市に住民登録がある方

申請書を紛失された方、手元に届いていない方は、問い合わせしてください。

問(市)市民協働課 特別定額給付金担当

☎ 83-0315 (直通)



### ひとり親家庭への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすいひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯などに対し、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します。さらに市独自支援として、「児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金」を支給します。

● **ひとり親世帯臨時特別給付金**

▼ **対象者**

【基本給付】

(1) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方

(2) 公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方(手当の申請をしていれば、令和2年6月分の手当の支給が停止されたと推測される方を含む)

(3) 児童扶養手当受給資格者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当と同じ水準となっている方

### 生活にお困りの方はご相談ください

市では、新型コロナウイルスの影響による収入の減少など、経済的にお困りの方への支援を行っています。

主な支援は、次のとおりです。

● **就労支援**

求職の意思のある離職者などに、求職活動に関する助言のほか、ハローワークとも連携しながら、就労先や職業訓練の紹介などを行います。詳しくは、問い合わせてください。

● **生活保護**

▼ **対象** 資産や働く能力などを活用してもなお、世帯収入が基準額に満たない世帯

▼ **支給額** 基準額と収入の差額

【生活保護の申請について】

・生活保護については申請を検討している場合は、遠慮なく相談してください。

・窓口への来所相談を原則としていますが、相談者の身体状況などに応じて、訪問による相談も行います。



問(市)福祉課 生活支援係 生活保護係

・相談では生活保護の受給要件や制度の内容について十分に説明します。また、状況をよくお伺いし、必要な助言を行います。

・申請の意思がある方には速やかに申請書を交付します。

● **住居確保給付金**

▼ **対象** 離職や休業による収入の減少などで住宅を失うおそれのある方(ただし収入と資産が基準額以下。住宅ローンは対象外)

▼ **支給額** 家賃相当額(上限あり)

▼ **支給期間** 原則3カ月(要件を満たせば最長9カ月)

● **児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金(市独自策)**

▼ **対象者** (手当の支給が全額停止となっている方を除く)

・令和2年4月～6月分の児童扶養手当を受給される方

・令和2年3月分の児童扶養手当の受給者のうち、対象児童が18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えたことにより手当の受給資格を喪失した方

▼ **支給額** (1回に限る)

1世帯3万円

▼ **申請手続き**

対象となる方には、7月に案内を送付しています。原則、申請の必要はありません。詳細は市ホームページで確認してください。

問・申請係

・(市)子育て支援課 児童福祉係  
・(市)吉川支所 市民生活課